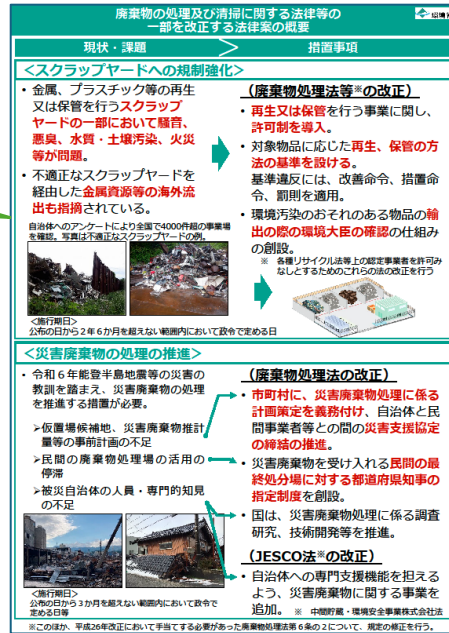


■廃棄物処理法の改正について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案」令和8年4月10日（金）に閣議決定されました。主な改正点は「スクラップヤードへの規制強化」や「災害廃棄物の処理の推進」です。

廃棄物処理法の改正
に関する環境省資料



■令和8年度環境産業合同入社式を開催しました

令和8年5月26日、さいたま共済会館において、埼玉県と共同で「令和8年度環境産業合同入社式」を開催し、当協会員企業など16社から35名の新入社員の皆様が参加しました。

主催者挨拶として県竹内康樹環境部長及び当協会亀井会長より、お祝いの言葉をかけました。

新入社員を代表して、友田幸太郎様（石坂産業株式会社）と深見実里様（クリーンシステム株式会社）が誓いの言葉を述べました。

そして、峠貴基様（峠商会株式会社）から先輩社員による激励の言葉が述べられました。

その後、一般社団法人日本環境衛生センターの村岡良介様から新入社員のために持続可能な経済社会の発展について講演をしていただきました。

入社式終了後、名刺交換会を開催し、同じ業界の同期仲間との交流を深めました。



新入社員代表による誓いの言葉



■新規入会会員の御紹介

正会員2社が新規入会されましたので御紹介します。これから、どうぞよろしくお願いいたします。

【正会員】株式会社鯉登運輸総業 埼玉営業所
川口市戸塚2-27-1アクトビル301
TEL 048-446-7513
FAX 048-446-7522



【正会員】株式会社クリーンテックメディカル
深谷市折之口1190-4
TEL 048-580-6207
FAX 048-580-6208



【編集後記】

梅雨の時期になりました。湿気の多い時期、食中毒に要注意です！！

冷蔵庫に入れてても菌が増殖し、食中毒の恐れがあるそうです。

体調管理に気を付けて梅雨を乗り切りましょう🍷(K)

協会だより

〒330-0052さいたま市浦和区本太2-9-24神野ビル1F <http://saitama-sanpai.or.jp/>



一般社団法人
埼玉県環境産業振興協会
Saitama Industrial Waste Management Association



■第14回定時総会を開催しました



【新役員一同】

令和8年6月2日、ロイヤルパインズホテル浦和において、協会第14回定時総会を開催しました。御来賓として、県環境部長の竹内康樹様、産業廃棄物指導課長の井ヶ田幸生様、同課主幹の大嶋公久様、同主査の吉野徳幸様に御臨席頂きました。

表彰状授与式では、「県環境衛生功労者等表彰」及び「当協会長表彰」が行われました。

総会議事は、議長に選出された松澤敏也副会長の進行により下記の議案を審議し、いずれも原案どおり承認されました。

第14回定時総会議案

第1号議案 令和7年度事業報告承認の件 第2号議案 令和7年度決算報告承認の件
第3号議案 任期満了に伴う役員改選に関する件
（報告事項） 令和8年度事業計画に関する件 令和8年度収支予算に関する件

詳細は会報「けやき97号」（7月）に掲載する予定です。

【新役員】

会 長	亀井寿之						
副 会 長	松澤敏也	木下公次	野崎鉄也	熊倉 毅			
専務理事	金子 亮						
常任理事	福田寛栄	関根 執	今野 勇	宮田仁史	山口 徹	石坂典子	桑原幹夫
理 事	岡崎 守	栃原綾子	井上綱隆	野寺貴之	矢島孝昭	山口能弘	梁川 哲
	新井吉樹	齊藤康祐	松本大輔				
監 事	石坂健一	鈴木勝彦					

【退任役員】

八木三郎 様

第14回定時総会を持ちまして、退任されました。長い間ありがとうございました。

■ 埼玉県環境衛生功労者等表彰

【 環境衛生功労者（知事表彰） 】

松澤 敏也 （株式会社ショーモン） 石坂 典子 （石坂産業株式会社）

【 環境衛生功労者（環境部長表彰） 】

今野 勇 （有限会社丸新） 宮田 仁史 （株式会社ケイ・エム環境）

【 優良従事者（環境部長表彰） 】

岡崎 真吾 （株式会社ショーモン）

■ 協会長表彰

【 優良従業員彰 】

蛭子 博之 （石坂産業株式会社） 田中 英之 （石坂産業株式会社）
鈴木 健二 （ウム・ヴェルト株式会社） 石井 健一 （ウム・ヴェルト株式会社）
藤本 幸大 （株式会社ウム・ヴェルト・ジャパン）
栗原 浩幸 （亀井産業株式会社） 落合 清 （亀井産業株式会社）
岡部 眞弓 （亀井産業株式会社） 新井 淳 （株式会社木下フレンド）
古川 貴也 （株式会社木下フレンド） 大熊 克明 （株式会社協和清掃運輸）
五十嵐 正幸 （株式会社協和清掃運輸） 加藤 英明 （株式会社タカヤマ）
山内 雄 （野崎興業株式会社） 中村 和人 （野崎興業株式会社）

【 安全優良職長表彰 】

蛭子 博之 （石坂産業株式会社） 田中 英之 （石坂産業株式会社）
鈴木 茂 （株式会社クリーンテックサーマル）
田上 昭彦 （東武商事株式会社） 小結 資育 （株式会社トモノ）

【 安全優良事業所表彰 】

ツネイシカムテックス株式会社

【 労働安全衛生標語表彰 】

最優秀賞 野澤 泰広 （株式会社ショーモン）
優秀賞 大内 康次 （株式会社木下フレンド）
優秀賞 金石 千寿子（石坂産業株式会社）
優秀賞 赤井 智子 （株式会社ショーモン）



けやきニュース（メール配信サービス）

当協会からの情報をできるだけ早く会員及び関係者の皆様にお届けするサービスです。
配信をご希望の方は、下記事務局まで「けやきニュース配信希望」とご連絡ください。
E:mail：info@Saitama-sanpai.or.jp TEL：0 4 8－7 1 1－1 0 1 4

■ 熱中症対策の要請を受けました

令和 8 年 5 月 2 8 日（木）埼玉労働局（新都心）において、亀井会長が片淵仁文埼玉労働局長から「職場における熱中症予防対策の徹底に関する要請書」を受けました。



当協会としては、安全衛生委員会を通じて各会員の皆様には情報提供等を行い、各事業所においては、熱中症による死亡災害を決して発生することのないように対策に引き続き取り組んでいただくようお願いいたします。

今年 3 月に策定された「職場における熱中症対策のためのガイドライン」等様々な対策が、埼玉労働局のホームページに掲載されています。

https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/neccyusyo.html



なお、各会員の皆様には、熱中症対策に係るポスターを配布いたしましたのでご活用ください。

■令和 7 年労働災害の発生状況について

令和 7 年の労働災害の発生状況が厚生労働省から発表されました。

産業廃棄物処理業における労働災害死傷者数についてみると、本県は 1 1 0 件(死者数 4 人)と依然として深刻な状況あります。労働災害の発生を防止することは当協会にとって大きな課題であり、安全衛生委員会を中心として本年度も労働安全衛生対策に積極的に取り組んで行きます。

■令和 8 年度「全国安全週間」の実施について

本年度も全国安全週間が実施されます。6 月 1 日から 6 月 3 0 日までが「準備期間」、7 月 1 日から 7 日までが「安全週間」です。スローガンは、「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」です。

全国安全週間ポスターを会員宛に配布しましたので、目立つ場所に掲示して、各事業所でリスクアセスメントの実施、ヒヤリ・ハット活動など様々な取り組みを展開しましょう。

■主な協会行事予定（7 月）

7/1 6（木） 第 3 回理事会

令和8年5月 28 日

一般社団法人埼玉県環境産業振興協会
会長 亀井 寿之 殿

職場における熱中症予防対策の徹底に関する要請書

職場における熱中症予防対策については、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」などにより、皆様と連携して取組を行ってまいりました。
貴団体の関係事業者様をはじめ、県内の各事業場の熱中症対策の取組により、令和7年の埼玉県内における熱中症による労働災害は、記録的猛暑の中、3年連続で死者0人となりましたが、他方、休業4日以上 の死傷災害につきましては、98人と前年から大幅に増加しました。業種別では製造業が最も多く、運送業、商業、建設業が続きます。
熱中症予防については、業種・業態により作業内容や作業場所による制約条件などが異なるため、それぞれの実情に応じた適切な対応が必要であり、令和7年6月にはそれを強化するために労働安全衛生規則が改正され、令和8年3月には、熱中症リスクに応じて行うことが望ましい、具体的方法を示した「職場における熱中症防止のためのガイドライン」が策定されました。
つきましては、熱中症対策の重要性を再認識いただき、暑さが本格化する前に下記の予防対策等について、関係者に対し周知徹底及び指導を行うよう要請します。

記

1

令和7年6月1日に施行された改正労働安全衛生規則に基づき、報告体制や異常時の対応手順について、関係事業場及び関係作業者に周知を行うこと。また、熱中症のおそれがある者を把握した場合は、適切に対処すること。

2

「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づき、暑さ指数（WBGT 値）を測定し、熱中症のリスクを見極め、リスクに応じた熱中症予防対策を実施すること。

3

のどの渇き等の自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分をこまめに定期的に摂取するよう徹底し、作業場を巡視してその摂取状況を確認すること。

4

健康状態や暑熱順化の状況を確認し、熱中症の発症リスクが高い者に対しては、必要に応じて作業の配置替え等を検討すること。
特に熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ必要な配慮を行うこと。

5

注文者、作業場所管理事業者、労働者と異なる場所で就業する労働者以外の作業従事者に対しても、ガイドラインを参考に熱中症防止対策を検討・実施すること。

埼玉労働局長 片 淵 仁 文

